

陳情第8号

「流山市自治基本条例（第7条、第8条）」に基づき、流山市議会だよりをより市民の身近な存在とする為、一層の周知と、配付方法の拡充を求める陳情書

（陳情要旨）

流山市では従来より、複数の部署より広報紙が発行されています。広報ながれやまの他、流山市議会だよりが、定例会後に定期発行されています。市発行の広報紙は、主として広告代理店を通じ新聞朝刊への手配を行い、市民に向け情報を発信していました。他の配付方法として、公共施設及び鉄道駅改札近くにラックを用意し配架していました。近年では、朝刊購読世帯の急激な減少を認識し、市内商業施設での配架を実施しています。

また、市役所市民課窓口では、転入届を提出した市民にA4サイズの案内「広報ながれやまを気軽に読もう」を渡しています。

（別紙参照）

流山市が発行する、複数の広報紙、また選挙時の選挙公報も、商業施設での配架を対応する一方で、何故か市議会だよりだけは、現在まで、対応していませんでした。

（陳情理由）

流山市議会におかれては、日頃より、市民の代表、代弁者の立場から、執行部とより良い市政を目指し議論を重ね意思決定を行ってきた事に敬意を申し上げます。以下陳情理由となります。

流山市自治基本条例の中で、第7条では知る権利が、第8条では情報共有が明記されています。各条文を挙げます。

第7条 市民等は、市及び議会が保有する情報を知る権利を有しています。

第8条 市及び議会が保有する情報は、市民等との共有物であって、市及び議会は、これを適正に管理し、公正かつ公平に提供するものとします。

流山市自治基本条例の条文には、流山市議会だよりについての記述は有りませんが、「知る権利」と「情報の共有」を前提とすれば、市議会にとっては重要な役割を持つと言えます。流山市議

会が、市民に対して「知る権利」と「情報の共有」に応えるべきであり、その為にも、流山市議会だよりの一層の周知と配付方法の拡充を求める次第です。

(陳情事項)

- 1 定例会後に定期発行されている流山市議会だよりについて、他の広報紙同様、市内商業施設に配架すること。
- 2 広報ながれやまに倣い、流山市議会だよりの案内を作成し、市民課窓口等で転入者に渡し、流山市議会だよりの一層の周知を図ること。

2025年2月7日

陳情者



流山市議会議長 坂巻 儀一

転入者の方へ

月3回、流山市からみなさんへ

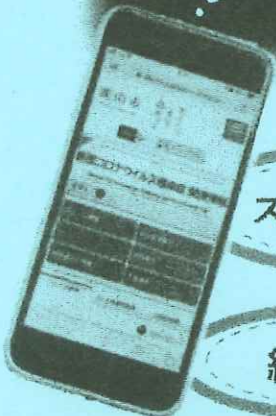
広報ながれやまは、毎月1日、11日、21日の3回発行で、読者のみなさんに新鮮な情報をお届けしています。

ぜひ、お昼休みや夕食後など気軽にお読みください。

広報ながれやまは[®] を気軽に読もう



スマホだとカラーで読めるよ



スマホで読む

紙で読む

二次元コードより、スマホアプリ「マチイロ」または市ホームページ（PDF形式）にアクセス。

無料でご自宅にお届けします（市内在住の方に限る）。※お申し込み時は、氏名、電話、住所、無料配布希望の旨をご連絡ください。

無料配布のお申し込み・お問い合わせ

流山市秘書広報課 ☎ 04-7150-6063

FAX : 04-7150-0111 / MAIL : hishokouhou@city.nagareyama.chiba.jp



マチイロ



市ホームページ